

南あわじ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）【概要】

【趣旨】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法一部改正法、関係法律の整備法）が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定となっています。

新制度では、子どもの教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を図ることになっており、新たに施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることとなりました。

※ 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもので、南あわじ市では「学童保育」として実施しています。

【内容】

子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備及び運営についての基準を、市町村が条例で定めなければならないこととなりました。また、新制度では対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと変更になりました。

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情はないことから、国の基準を市の基準とするものとする。

【国の検討状況等を参考に作成した国の基準（案）とそれに対する市の方針（案）】

○「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

従うべき基準 （※従う）	条例の内容を直接的に拘束する、国基準に必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準 （※参酌）	地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
1	放課後児童健全育成事業者の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 事業を利用している児童（以下「利用者」）の人権への配慮、人格の尊重。 地域社会との交流及び連携、保護者及び地域社会への運営内容の説明。 運営内容についての自己評価、結果の公表。 放課後児童健全育成事業所の構造設備（利用者の保健衛生及び危害防止への考慮） 	参酌	国の基準どおり
2	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置。 非常災害に対する具体的計画の策定及び訓練の実施等。 	参酌	国の基準どおり
3	放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。 	参酌	国の基準どおり
4	職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 知識及び技術の習得、維持及び向上に努めなければならない。 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保。 	参酌	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への 委任方法	市の方針（案）
5	設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置。 ・専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上。 ・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。 ・専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	参酌	国の基準どおり
6	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。 ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる。 ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ①保育士、②社会福祉士、③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者、④教員免許を有する者、⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、⑥高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者。 ・1の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とする（※） ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに当該支援の提供にあたる者でなければならない。 	従う ※は参酌	国の基準どおり
7	児童を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止。 	参酌	国の基準どおり
8	虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の利用者に対する虐待等の禁止 	参酌	国の基準どおり
9	衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備、食器又は飲用水の衛生管理。 ・感染症又は食中毒の発生、まん延の防止。 ・医薬品その他の医療品を備え、管理すること。 	参酌	国の基準どおり
10	運営規定	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める。 ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用にあたっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 等 	参酌	国の基準どおり
11	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備。 	参酌	国の基準どおり

No.	事項	国の基準（案）	条例への委任方法	市の方針（案）
12	秘密保持等	・職員の秘密の漏洩の禁止等。	参酌	国の基準どおり
13	苦情への対応	・苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等。 ・市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善。 ・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会の調査への協力。	参酌	国の基準どおり
14	開所時間及び日数	・開所日数について年間250日以上、開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。	参酌	国の基準どおり
15	保護者との連絡	・保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない）。	参酌	国の基準どおり
16	関係機関との連携	・市町村、児童福祉施設、小学校等関係機関と密接に連携した支援。	参酌	国の基準どおり
17	事故発生時の対応	・事故発生時の市町村、保護者等への連絡。 ・賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償。	参酌	国の基準どおり
18	職員の経過措置	・放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含める。	従う	国の基準どおり

【根拠法令】

※児童福祉法第34条の8の2第1項

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）